明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成26年
9月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六三六五号から第六三八四号まで
号外　第一九四号から第二一七号まで
特第一号から特第一八号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例　1件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

詔書

平成二十六年九月二十九日に、国会の臨時会を東京に召集する詔書　一九特16　一　号外　196　三

政令

二九一　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令　三　196　三

二九二　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令　三　196　四

二九三　義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令　三　196　五

二九四　投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令　三　196　五

二九五　貸金業法施行令の一部を改正する政令　三　196　六

二九六　電波法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　三　196　六

二九七　電波法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　三　196　六

二九八　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　三　196　七

二九九　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令　三　196　七

三〇〇　児童福祉法施行令等の一部を改正する政令　三　196　一〇

三〇一　平成二十六年七月三十日から八月二十五日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令　一〇　二

三〇二　排他的経済水域及び大陸棚に関する法律第二条第二号の海域を定める政令　一二　二

三〇三　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行令の一部を改正する政令　一二　二

三〇四　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一二　七

三〇五　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令及び法人税法施行令の一部を改正する政令　一八　二

三〇六　鉱害賠償登録令の一部を改正する政令　一八　二

三〇七　建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一九　二

三〇八　建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　一九　二

三〇九　租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　一九　二

三一〇　子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令　一九　三

三一一　貿易保険法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二五　211　二

三一二　貿易保険法施行令の一部を改正する政令　二五　211　二

三一三　次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　二五　211　四

三一四　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　二五　211　一六

三一五　薬事法施行令の一部を改正する政令　二六　二

三一六　地方税法施行令の一部を改正する政令　三〇　216　二

三一七　消費税法施行令の一部を改正する政令　三〇　216　一一

三一八　関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令　三〇　216　一四

条約

一五　所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を改正する議定書　一九　208　二

六　金融商品取引法等による第三者の財産等の没収手続に関する規則　二四　一

最高裁規則

府令

○内閣府

六〇　内閣府所管旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令　一　二

六一　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令　三　196　一五

六二　信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令　一九　三

六三　四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令　三〇　216　一四

府令・省令

○内閣府、総務省

五　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　一〇　202　一

○内閣府、厚生労働省

七　確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令　一一　203　一

○内閣府、農林水産省

八　労働金庫法施行規則の一部を改正する命令　一九　三

農林水産省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令　一〇　202　八